

オリジングループ 人権方針

オリジングループ（当社及び、当社のサプライチェーンに含まれる子会社及び現地法人等を含む。）は、持続的な企業価値向上に向けて、経営理念、サステナビリティ基本方針のもと、世界中の全ての人が持っている基本的な権利である人権の尊重を事業活動における最も基本的な要件の一つとして捉えています。オリジングループは国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、国連「グローバルコンパクトの 4 分野 10 原則」・「ビジネスと人権に関する指導原則」などの人権に関する国際原則や規範を支持、尊重するとともに、それらに基づいて人権方針を策定しています。

1. 人権方針の適用範囲

人権方針（以下「本方針」という。）は、オリジングループで働くすべての役員と従業員に適用します。また、本方針に基づき、オリジングループの調達パートナーを含む全てのビジネスパートナーやお取引様などの関係者に対して、人権を尊重し、侵害しないよう求めてまいります。

2. 人権尊重への取り組み

オリジングループは、以下の項目について重要項目と捉え、取り組んでまいります。

1) 差別の禁止

性別、年齢、国籍、民族、人種、出身地、宗教、信条、障がいの有無、性的指向、性自認等に基づく差別の禁止

2) 労働者の人権尊重

労働安全衛生の確保、あらゆる形態のハラスメントの禁止、人身取引を含む奴隷労働や強制労働、児童労働の禁止、外国人・移民労働者の権利の尊重、結社の自由と団体交渉権の尊重、最低賃金の確保、適正な労働時間管理による長時間労働の防止

3) 脆弱な人々への人権尊重

女性、子供、障がい者、マイノリティ、高齢者等の人々への人権尊重

4) 個人情報とプライバシーの保護

3. 人権デューディリジェンスの実施

オリジングループは、人権デューディリジェンスのプロセスを通じて、潜在的・実際的な人権への負の影響を特定・評価し、その人権リスクを防止、または軽減に取り組みます。

4. 救済

オリジングループの事業活動や製品・サービスが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に努めます。

5. 苦情処理メカニズム

オリジングループは、人権への負の影響を含む苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするように、関連するステークホルダーが利用可能な通報窓口を社内外に設置しております。また、通報者に対する不利益な取り扱いや報復措置を禁止し、通報者の保護を徹底しています。

6. 教育

オリジングループは、本方針が社内全体に浸透するように、すべての役員および従業員に対し、適切な教育と研修を行います。

7. 対話・協議

オリジングループは、人権に対するリスクや実際の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと対話・協議に努めます。

8. 情報開示

オリジングループは、本方針および関連する取り組みについて、適切に情報開示、報告を行います。

制定日 2023年10月1日

株式会社オリジン
代表取締役社長 稲葉英樹